


◆ 令和4年度 部長マニフェスト ◆ 子ども家庭部長

部の概要			
所属課と人員 (R4.4.1現在)	児童青少年課(施策推進担当含む)・子育て支援課	368人	

**部の運営方針**

長引くコロナ禍で先の見えない不安や生活様式の変化、行動制限など社会全体がストレスの高い状況であり、子育て家庭の環境にも大きな影響を及ぼしています。休園・登園自粛や子育て支援施設の利用制限など諸々の行政サービスが受けられず、子どもの行動や生活環境にも影響を及ぼしています。

このニューノーマル社会における子育て・子育て支援をどのように進めるか、ソーシャル・インクルージョンの理念を念頭に「安心して子どもを産み育てられる」「すべての子どもが自分らしく生きられる」まちの実現に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

令和4年度は「(仮)子ども基本条例の制定」を目指すとともに、国立市で初となる「矢川複合公共施設」の令和5年4月開設に向けた準備、幼児教育施設やくにたち子どもの夢・未来事業団との連携により保育・教育環境の更なる向上を図ります。

また、子どもの居場所など多様な学び・体験・遊びの場を創設し不登校支援を進めます。その他、個々の発達段階に応じた支援や産後ケア事業の拡充など当事者の声を直接聞き取りながら寄り添い型の支援と前例にとらわれず柔軟に対応する姿勢をもって個別の相談等にもきめ細かく丁寧な対応を心掛けます。

**令和4年度の重点項目**

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	(仮)子ども基本条例の策定の準備	国立市のすべての子どもが主体的に育っていく仕組みづくりを着実に進めるため「(仮)子ども基本条例」の策定に向け、骨子案・素案作成の手順により条例案作成を進めます。そのためには、条例の実行性を実現するため、引き続き子どもの声を受け止めながら、庁内関係部署や市内の子育て支援施設、子育て支援団体等と意見交換を重ね、あるべき方向性について丁寧に精査し条例制定を目指します。	「(仮)子ども基本条例」の骨子案・素案を作成し、令和4年第4回定例会福祉保険委員会に報告した。令和4年度中の条例策定を予定したが、子どもの権利や条例策定に関して、学校や教育委員会など子どもや大人との意見交換や、市全体の機運醸成を図る必要があることから、策定期間を令和5年度に後ろ倒しをし、引き続き取組むこととした。	C
2	矢川複合公共施設開設に向けての整備	令和5年4月開所予定の矢川複合公共施設について、富士見台地域担当と連携し、指定管理運営に関する手続きを進めていきます。また、開所にもない、子ども家庭支援センターの虐待相談機能が本庁に移る予定のため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築及び子育てひろばを含めた相談支援体制の在り方を検討し、準備を進めます。	令和5年9月にくにたち子どもの夢・未来事業団を矢川複合公共施設(くにたち未来共創拠点矢川プラス)の指定管理者に指定した。その後、事業団と連携して開設準備を進め、令和5年4月1日に滞りなく施設の開業を行った。また、矢川プラスの開業に合わせ、子ども家庭支援センターの機能を整理し、市役所及び矢川プラスにおける相談支援体制を構築した。	A
3	市内保育幼児教育施設の在り方について	これまでの待機児童解消対策や新型コロナウイルス感染症の影響、少子化の影響等により、保育園の待機児童はほぼ解消しつつあり、市内全体の保育定員については余剰が出てきている。この状況や、今後の保育需要の見込みなどを踏まえ、市内全体の保育定員の最適化を市内保育園、認定こども園と協議を行いながら検討する。また、年少人口が減少局面にある現状を踏まえ、幼稚園も含めた市内保育幼児教育施設の在り方について、市としての基本的な考え方を定め、各園からの相談に応じていく。	市内保育幼児教育施設の今後の方向性について基本的な方針を定め、保育園、幼稚園の園長会に対し示した。認定こども園化を希望する園からの相談を受けられるよう、市として各園に取り組んでもらいたい取組のメニューも選定した上で、具体的な支援スキームを策定した。	B
4	課題を抱える子ども・若者支援の推進及び子どもの居場所づくり	不登校状態にある子どもたちへの支援の在り方について、教育委員会・学校及び健康福祉部と協議を重ね、支援の仕組みづくりと子育て支援課と共に子育てサポート窓口を中心とした相談支援体制を充実させていくとともに、子ども自身から相談を受けられる体制整備や保護者支援を進めていきます。関係団体連携のもと、市全体での食の支援やその他の居場所づくりの支援を行い、子どもの体験や経験の醸成が図れるよう、充実させていきます。更に、官学民連携による子ども応援事業(子ども協議会)を進め、より効果的に地域力・地域資源を活用し、子どもの食支援(子ども宅食)などの子育て支援の仕組みづくりを進めます。	不登校・学校への行き渋りのある当事者に対し、早期から福祉的な視点での寄り添いを行うことが目下必要であるという考えのもと、これまで学校の教職員において担っていた当事者への寄り添いにくにサポ(子ども総合相談窓口)の専門職員が早期から加わり、またアウトリーチをすることができる支援スキームを構築した。  また、このことについて、市立小・中学校の全教職員への周知・理解促進、また新入生保護者に対する周知を展開し、学校現場との共通理解のもと、円滑な事業推進が可能となる土壌づくりを果たした。	A
5	子育て世帯が安心して子どもを産み育てるための自立支援	コロナ禍でも安心して出産・育児が迎えることができるように産後ケアの充実を図り、ひとり親家庭等生活困窮世帯への各種給付金の支給や就労支援、離婚講座の開催など自立に向けた支援を行う。	令和5年度からの子ども医療費助成の対象拡充に向けた準備を進め医療インフラの充実を図った。産後ケア事業は前年度を上回る実績となったが、次年度は医療対応ができる通所型を増やし、よりニーズに沿った事業運営を目指していく。 国の物価高騰への緊急対策として「低所得の子育て世帯への生活支援給付金」を短期間で遅滞なく実施することができた。 離婚講座や養育費確保支援事業を通し、ひとり親の生活基盤を整えるための支援を行うことができた。	A

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満